

# 健康保険傷病手当金請求書（第 回目）の書き方（左）

届書コード 3 0 5	届書	健康保険傷病手当金請求書（第 回目）	
① 被保険者の記号・番号 ★(1)	④ 生年月日 ★(2)	⑤ 支給額計算 1. 2. 3. 4. 5.	⑥ 給付記録番号
⑦ 受取代理人 ★(3)	⑧ 受付年月日 ★(4)	⑨ 被保険者(請求者)の氏名と印 ★(5)	
⑩ 被保険者(請求者)の住所 ★(6)	⑪ 業務の種類 ★(7)	⑫ 傷病コード ★(8)	
⑬ 傷病名 ★(9)	⑭ 傷病開始日 ★(10)	⑮ 障害(厚生)年金、手当金受給の有無・請求中 ★(11)	⑯ 年金証書の記号番号
⑰ 受給病名 ★(12)	⑱ 老人保健医療受給者証の市町村番号 ★(13)	⑲ 受給者番号 ★(14)	⑳ 発行機関名 ★(15)
㉑ 介護保険被保険者証の保険者番号 ★(16)	㉒ 被保険者番号 ★(17)	㉓ 保険者名称 ★(18)	㉔ 発病の状態または負傷の原因を詳しく ★(19)
㉕ 疾病または負傷の療養をするため休んだ期間(支給期間) ★(20)	㉖ 報酬の支払いを受けた(受けられる)ときはその報酬額と、その報酬支払の基礎となった(なる)期間 ★(21)	㉗ 入院した期間があるときは、その方の ★(22)	㉘ 入院した期間があるときは、その方の ★(23)
㉙ 支給回数 ★(24)	㉚ 支給算出額(手) ★(25)	㉛ 支給開始日 ★(26)	㉜ 調整減額コード ★(27)
㉝ 調査先コード ★(28)	㉞ 海外表示 ★(29)	㉟ 特別支給コード ★(30)	㊱ 備考
㊲ 労務に服さなかった期間 ★(31)	㊳ 出勤は○で、有給は△で、公休は◇で、欠勤は／でそれぞれ表示してください。 ★(32)	㊴ 事業主の注意事項 ★(33)	㊵ 現在までもまた将来も支給しない場合はその旨 ★(34)
㊶ うえの期間中の分として、報酬を全額または一部支給した場合は支給する場合 ★(35)	㊷ 現在までもまた将来も支給しない場合はその旨 ★(36)	㊸ うえのとおり相違ないことを証明します。 ★(37)	㊹ 平成 年 月 日 提出 受付日付印
㊺ 住所 〒 ★(38)	㊻ 氏名 ★(39)	㊼ 電話 ( ) 局 ★(40)	㊽ 会社印 ★(41)

## 【記入方法】

(1) ①・②欄

- 政府管掌健康保険（社会保険事務所または社会保険事務局事務所でやっている健康保険）に加入している場合  
「健康保険被保険者証」の記号（たとえば「京いろに」などの「いろに」の部分）および「番号」を記入する。
- 組合管掌健康保険（健康保険組合が行っている健康保険）に加入している場合  
社会保険事務所または社会保険事務局事務所で設定している「厚生年金保険事業所整理記号」（たとえば「港年KAC」などの「KAC」の部分）および「整理番号」を記入。

これらは、健康保険の被保険者証に記入する。

(2) ④の年号、⑮、⑳は、それぞれ該当する文字を○で囲んでください。□

なお、㉔は、請求書を提出するとき現在までのことを、「受けた」、「受けない」に、また、将来のことを「受けられる」、「受けられない」にわけて二つの事項を○で囲んでください。

(3) ⑨の被保険者の印は、被保険者が自ら署名する場合には不要。

(4) ⑦の職種は、「施工工」、「塗装工」、「用務員」、「守衛」、「主婦」、「自動車運転手」または、「事務員」などと具体的に記入する。

(5) 障害〔厚生〕年金、手当金を受給（請求中を含む）している場合は、⑮の「障害〔厚生〕年金、手当金受給の有無」欄等へ記入する。

(6) ㉔、㉕および㉖は、老人保健の医療受給者証を参照。

(7) ㉗、㉘および㉙は、介護保健の被保険者証を参照。

(8) ㉚は、けがをした経緯がわかるよう詳しく記入する。

(例) 平成〇年〇月〇日自宅の庭で植木の手入れをしているうちに、脚立が倒れて、顔を裂傷した。

(9) 傷病が第三者の行為によるものである場合、別に「第三者行為による傷病届」を作って、この請求書に添付する。

(10) 証明書等が外国語で記入されている場合は、翻訳者の住所・氏名を明記した翻訳文を添付する。

(事業主の注意事項)

(11) ㉚の「全部支給」または「一部支給」とは、一日当りの賃金の全部または一部を「支給」したという意味。

(12) ㉔は、「現在までも、また将来も支給しない」と記入する。

(13) 被保険者の資格を喪失した後の期間にかかる請求であるときは、事業主の証明は不要。

◎ 記入の方法は裏面に書いてありますからよく読んでください。  
※ 印欄は記入しなくても構いません。